

非常用ディーゼル発電機 24 時間連続運転の実施について
(続報:排気管伸縮継手の破損に伴う 24 時間連続運転の中止)

2021 年 5 月 11 日

5 号機非常用ディーゼル発電機(以下、「D/G」という。)(A)の 24 時間連続運転(2021 年 5 月 10 日 [お知らせ済](#))のため、本日 10 時 04 分、D/G(A)を起動し、運転していたところ、14 時 30 分頃、排気管伸縮継手より排気が漏れていることを当社社員が確認しました。

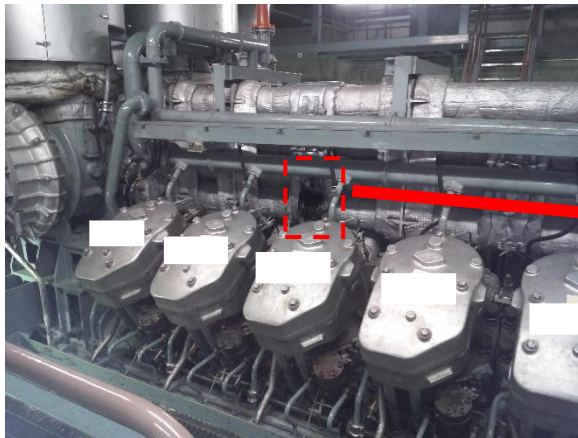
このため、D/G(A)を停止し確認したところ、当該排気管伸縮継手が破損していることを確認しました。今後、排気管伸縮継手が破損した原因調査を実施するとともに、予備品との取り替えを計画してまいります。

本事象は外部への放射能の影響に係る事象ではありません。また、人身災害もなく、プラント設備に与える影響はありません。

なお、原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)(注 1)で定める運転上の制限(注 2)も満足しています。

注 1 原子炉施設保安規定とは、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、原子力規制委員会の認可を受けるものです。

注 2 運転上の制限とは、安全機能を確保するための、予備も含めた動作可能な機器(ポンプ等)の必要台数や、原子炉の状態ごとに遵守すべき温度や圧力の制限のことで、一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は原子炉施設保安規定に従い運転上の制限の逸脱と判断し、復旧措置を実施する必要があります。



当該 D/G の排気管伸縮継手の破損状況

以上